

(公 印 省 略)
薬 第 1355号
令和3年9月17日

(一社) 兵庫県薬剤師会長 様

兵庫県健康福祉部健康局薬務課長

新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等
に対する調剤支援事業について

平素は本県の薬務行政及び新型コロナウイルス感染症対策等に種々の御協力・御対応をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記支援事業については、令和3年5月28日付け薬第1117号及び同年6月30日付け薬第1235号等でお知らせしているところですが、この度、支援期間について、下記のとおり対象期間の延長等致しましたので通知します。

つきましては、貴会員に対して周知等いただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり「令和3年度新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等に対する調剤支援対象事業Q&Aを作成しましたので、併せて御周知等いただきますようお願いいたします。

記

1 申請手続き等

(1) 事業の交付対象者

無症状・軽症等で自宅療養等をしている者に対し、往診等を行った医師からの院外処方箋により、調剤及び服薬指導を行った薬局

※但し、保健所等から受診勧奨のあった者に限る。

※往診対象となる福祉施設は「募集要項」別添資料のとおり

(2) 申請に必要な書類

- ア 申請者基本情報 (必須)
- イ 補助金交付申請書 (必須)
- ウ 調剤対象患者一覧 (必須)
- エ 誓約書 (必須)
- オ 調剤済み処方箋のコピー (必須)
- カ 委任状 (必要に応じて提出)

※詳細は「①申請者基本情報」の様式をご確認下さい。

(3) 申請受付期間

第1回：令和3年 7月1日（木）～7月30日（金）

〔4月12日～6月30日実績分〕

第2回：令和3年10月1日（金）～10月29日（金）

〔7月1日～9月30日実績分〕

第3回：令和4年1月4日（火）～1月31日（月）

〔10月1日～12月31日実績分〕

(4) 審査（兵庫県健康福祉部健康局薬務課にて実施）

申請書類受理後に、内容の確認及び保健所が別途作成する「受診勧奨患者リスト」と相違がないこと等を審査します。

2 請求手続き

(1) 請求に必要な書類

ア 補助金請求書（必須）

審査完了後、交付決定の通知を行いますので、通知が届きましたら速やかに補助金請求書を下記の宛先まで提出して下さい。その後、登録いただいた口座に振り込みを行います。

3 注意事項

(1) 申請・請求内容に不足・不備があった場合は、内容を修正のうえ、再提出をお願いします。

(2) 申請・請求書類については、必要な書類を全て揃えた上、メールで提出して下さい。

メールでの提出が困難な場合はレターパック郵送で提出して下さい（申請書類の返却は行いません。）

※委任状の提出が必要な場合はレターパック郵送で提出して下さい。

(3) 申請・請求時の提出先

ア メールでの提出の場合 chozai@pref.hyogo.lg.jp

イ レターパック郵送での提出の場合

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県 健康福祉部 健康局 薬務課 薬務指導班 宛

(4) 申請手続き等について、県 HP（以下の URL）に掲載していますので、必要に応じ活用下さい。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf18/yakumusidou/tyouzaisien.html>

(5) 事務手続き上の疑問点について（別添 Q&A 参照）

令和3年度

新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等に対する調剤支援事業

募集要項

事業対象期間：令和3年4月12日～令和3年12月31日

令和3年9月

兵庫県健康福祉部健康局薬務課

1 事業概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、自宅や福祉施設等において待機・療養（以下、「自宅療養等」という）を行っている患者に対し、往診等を行った医療機関が発行した院外処方箋に基づき調剤及び服薬指導を行った薬局を支援することにより、医療提供体制の整備を図り、自宅療養者等が安心できる環境を確保し、新型コロナウイルス感染症への医療提供体制の充実を図るため、当該薬局へ調剤及び服薬指導の経費等に対して協力金を交付します。

(2) 交付対象者

無症状・軽症等で自宅療養等をしている者に対し、往診等を行った医師からの院外処方箋により、調剤及び服薬指導を行った薬局

※但し、保健所等から受診勧奨のあった者に限る。

※往診対象となる福祉施設は別添資料のとおり

(3) 支援内容

- ・支援額 保健所等からの受診勧奨に対して往診等を行った医師の院外処方箋による調剤等に対して 1日あたり 10,000円
- ・支援期間 令和3年4月12日～12月31日

2 手続きの流れ

薬局からの申請 → 県による審査及び交付決定 → 薬局からの請求

3 申請手続き等

(1) 申請に必要な書類

- ①申請者基本情報（必須）
- ②補助金交付申請書（必須）
- ③調剤対象患者一覧（必須）
- ④誓約書（必須）
- ⑤調剤済み処方箋のコピー（必須）
- ⑥委任状（必要に応じて提出）※詳細は「①申請者基本情報」の様式をご確認下さい。

(2) 申請受付期間

- 第1回：令和3年 7月1日（木）～ 7月30日（金）〔4月12日～6月30日実績分〕
第2回：令和3年10月1日（金）～ 10月29日（金）〔7月 1日～9月30日実績分〕
第3回：令和4年 1月4日（火）～ 1月31日（月）〔10月 1日～12月31日実績分〕

(3) 審査（兵庫県健康福祉部健康局薬務課にて実施）

申請書類受理後に、内容の確認及び保健所が別途作成する「受診勧奨患者リスト」と相違がないこと等を審査します。

4 請求手続き

(1) 請求に必要な書類

- ①補助金請求書（必須）

審査完了後、交付決定の通知を行いますので、通知が届きましたら速やかに補助金請求書を下記の宛先まで提出して下さい。その後、登録いただいた口座に振り込みを行います。

《注意事項》

- 申請・請求内容に不足・不備があった場合は、内容を修正のうえ、再提出して下さい。
- 申請・請求書類については、必要な書類を全て揃えた上、メールで提出をして下さい。
メールでの提出が困難な場合はレターパック郵送で提出をして下さい（申請書類の返却は行いません。）

※委任状の提出が必要な場合はレターパック郵送で提出して下さい。

- 申請・請求時の提出先

- ・メールでの提出の場合

chozai@pref.hyogo.lg.jp

- ・レターパック郵送での提出の場合

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県 健康福祉部 健康局 薬務課 薬務指導班

令和3年9月17日

令和3年度新型コロナウイルス感染症にかかる

自宅療養者等に対する調剤支援事業 Q&A

Q1 保健所等からの受診勧奨がない医療機関からの院外処方箋でコロナ患者に調剤を行った調剤支援の対象となるか。

(答) 対象とはなりません。保健所又は CCC-hyogo 等からの受診勧奨が必要です。

Q2 保健所等からの受診勧奨の有無が不明な新型コロナ患者に調剤を行った場合は申請前に処方箋交付先医療機関に受診勧奨の有無を確認する必要があるか。

(答) 県が確認するので、申請者による受診勧奨の有無の確認は不要です。

Q3 保健所の医師が直接、診察し、その院外処方箋に基づき新型コロナ患者に調剤した場合は、対象となるか。

(答) 保健所の医師が直接診察した場合も対象となります。

Q4 調剤済薬剤の届け方について、郵送、宅配や患者家族等に薬を届けてもらった場合も調剤支援の対象となるのか。

(答) あくまでも薬局従業員が患者宅若しくは療養する施設に調剤済の薬を届けた場合が対象であり、郵送は対象外。また、患者家族等が来局し調剤済薬を持ち帰ることが可能であるにもかかわらず、別途、患者宅等に薬を届けた場合も対象外。

※ 取扱を変更しました。

Q5 新型コロナ患者調剤で薬局が薬剤は患者宅に届けるが、服薬指導はオンライン等で行っても、当該事業の対象となるか。

(答) 服薬指導がオンラインであっても当該事業の対象となり得る。

Q6 保健所等からの受診勧奨があった医療機関からの院外処方で患者宅等まで調剤済薬を届けた場合は、医師の診察がオンライン等であっても、本事業の交付対象か。

(答) オンライン診療も対象である。

なお、今回の運用整理に伴い、申請対象となる案件及び対象とならない案件がある場合は、申請を補正（差替え）していただくことになります。4～6 月調剤分を既に申請済の方はお手数ですが、対象者を整理し、該当部分の差替えをお願いします。

4～6 月調剤分で追加のみの方は、新たに申請書を作成し、提出してください。

※ 支援対象を拡大しました。